

広島県養豚協会規約

(名 称)

第1条 この組織は、広島県養豚協会（以下「協会」という）という。

(目 的)

第2条 この協会は、広島県内において養豚生産を営む者の経営安定と地位の向上を図り、養豚産業全体の活性化を自らが積極的に推進していくことを目的とする。

(事 業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 子豚並びに肉豚の価格安定に関すること。
- 2 県内産豚肉の消費拡大に関すること。
- 3 種豚の供給に関すること。
- 4 生産環境の整備、改善及び改良・育種資源の活用促進に関すること。
- 5 情報の迅速な提供に関すること。
- 6 組織の基盤強化に関すること。
- 7 畜政活動に関すること。
- 8 その他、養豚生産を営む者の経営安定と地位の向上に関すること。

(事務局)

第4条 この協会の事務局は、一般社団法人広島県畜産協会におく。

(会 員)

第5条 この協会の会員は、生産者会員及び法人会員とする。

- 2 生産者会員
広島県内において養豚生産を営む者。
- 3 法人会員
広島県内において養豚並びに豚肉に関連する事業を行う団体及び法人。

(加 入)

第6条 この協会の会員になろうとする者及び法人は、この協会に申し込むものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会で定めた会費を毎年度納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、この協会に届出なければならない。

(役員及び顧問)

第9条 この協会に役員として、理事10名以内、監事2名をおく。

2 理事と監事は相互にこれを兼ねることができない。

3 理事及び監事は、この協会の会員でなければならない。ただし、理事のうち、理事会の推薦により、2名以内の養豚に関し学識経験を有する者を、総会の議決を経て選任することができる。

4 役員は総会において選任し、選任された理事の中から会長1名、副会長2名以内を互選する。

5 会長は、この協会を代表し、この協会を統括する。

6 副会長は、会長を補佐してこの協会の業務を処理し、あらかじめ理事会の議決により定められた順位に従い、会長に事故あるときはその職務を代理する。

7 役員任期は、就任後3年以内の最終の決算期に関する通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

8 役員全部または一部が欠けた場合は、補欠選任を行うことができる。ただし、補欠により選任された役員任期は、退任した役員残任期間とする。

9 監事は、毎事業年度1回以上理事の職務の執行を監査し、その結果を総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

10 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

11 理事の選任にあたっては、地域、経営形態等を考慮するものとする。

12 この協会に、理事会の議決により、若干名の養豚に関し学識経験を有するものを顧問に選任することができる。

13 顧問は、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(総 会)

第10条 会長は、理事会の議決を経て、年1回、通常総会を開催する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき、及び生産者会員がその3分の1以上の同意を得て招集を請求した場合は、臨時総会を開催する。

3 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席のもとに成立する。

- 4 総会の議長は会長とする。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。
- 6 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任
 - (5) 会費の賦課徴収方法
 - (6) その他、理事会が必要と認めた事項
- 7 総会の議事について議事録を作成し、議長及び総会で選出された議事録署名人2名以上がこれに署名、押印するものとする。

(理事会)

第11条 理事会は会長が開催する。

- 2 理事会の議長は会長とする。
- 3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。

(専門部会)

第12条 会長は、協会の運営上重要な案件の決定について参考意見を徴収するため、必要に応じ専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

(経費)

第13条 この協会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 会費
- 2 事業から生じる収入
- 3 有志又は会員の拠出及び寄付金
- 4 助成金又は補助金若しくは受託費
- 5 その他の収入

(基金の拠出)

第14条 地域養豚振興促進事業を行う場合、基金拠出額は事業費の1/2以上とする。

(財産の管理)

第15条 この協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(会計年度)

第16条 この協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑 則)

第17条 この規約に定めるものの他、この協会の運営に必要な事項は、理事会の議決をもって定める。

【付 則】

1. この規約は、平成7年7月12日から施行する。
2. この協会の設立当初の役員の任期は、第9条の規程にかかわらず、平成7年7月12日から平成7年度決算に関する通常総会までとする。
3. この協会の設立当初の会計年度は、第14条の規程にかかわらず、平成7年7月12日から平成8年3月31日までとする。

平成8年7月12日一部変更

平成13年4月1日一部変更

平成16年4月1日一部変更

平成18年4月1日一部変更

平成22年6月25日一部変更

平成25年7月19日一部変更

平成27年7月3日一部変更